



17消安第3051号

平成17年7月6日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

ニカラグアから我が国向けに輸出される豚肉等の一時輸入停止措置について

ニカラグアから我が国向けに輸出される豚肉等に係る家畜衛生条件については、「ニカラグア産偶蹄類の動物の食肉の輸入条件」（昭和47年1月28日付け47畜A第88号（昭和50年9月22日付け50畜A第4171号にて一部改正、平成12年9月21日付け12畜A2626号にて豚コレラに関する条件の追加）にて取り決めているところである。

今般、OIEの報告を通じて、ニカラグアにおいて豚コレラの発生が確認されたことから、ニカラグアから我が国向けに輸出される豚肉等については、平成17年6月29日以降、輸入を一時停止することとしたので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いします。